

基本方針

8 “協働・行財政”のまち

- 01 地域づくり活動の推進
- 02 行政サービスの向上
- 03 適切な行財政運営
- 04 町有財産の適正管理
- 05 広域行政(定住自立圏構想等)の推進

基本方針

8 “協働・行財政”のまち

01 地域づくり活動の推進

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 町民と行政が協働し、町民が主体となったまちづくりを推進します。
- 地域づくり委員会等の発展を図ります。
- 地域活動を積極的に支援し、自主的なコミュニティ活動による相互の協力関係を構築します。
- 地域のコミュニティ関連施設の整備充実を図ります。
- 地域に住み続けることができるよう「小さな拠点」の形成促進を図ります。

=施策の内容=

地域づくり活動の推進

(1) 地域づくり活動の推進

(2) コミュニティ活動の促進

(3) コミュニティ関連施設の整備

(4) 地域コミュニティの拡大

(5) 「小さな拠点」の形成

■ 計画の背景

- 「町民がずっと住みたい町」を目指すためには、行政と町民が情報の共有化を図り、パートナーシップを築いていくことが重要な要素となっており、情報提供の充実や町民参加型の行政運営が必要となっています。
- NPOやボランティア団体などの市民活動が広がってきています。これまで行政が担ってきた分野への参加、また、行政だけでは実施できなかった分野を官民協働で担うなど、町民、NPO、企業などが共に支え合う仕組みや体制の構築が求められています。
- 自らの地域社会は、自らの手で育て築き上げていこうとするコミュニティ活動が、各自治会や自治公民館、地区社会福祉協議会で推進されています。
- コミュニティ活動の促進のために、地域リーダーの育成が望まれています。
- 活動拠点となる公民館等の施設の整備促進を図る必要があります。

- 各自治会や地区社会福祉協議会は、地域の住民が快適で、健やかに、安全で安心して暮らせるように、地域のさまざまな課題に取り組みながら活動しています。しかしながら、核家族化など社会状況の変化により、コミュニティ意識が希薄化してきていることから、その活動が困難になりつつあります。今後、課題に対応していくために、地域内の連携・協力が必要となります。
- 地域によっては古くからの商店等が閉店していくことにより、買い物など日常生活に支障が出てきています。
- 中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らし続けることができるように支援していく必要があります。

目標実現に向けて

(1) 地域づくり活動の推進

- 町民と行政のパートナーシップを重視し、協働によるまちづくりを推進するとともに、地域づくり委員会等が各地域において活発な活動を展開することにより、互いに助け合う地域づくりを推進し、個性と魅力あふれる協働の地域づくり・まちづくりの支援に努めます。
- 関係機関と連携し、協働によるまちづくりを推進します。

(2) コミュニティ活動の促進

- 自治会活動、公民館活動、社会福祉活動、青少年の健全育成に関する活動を支援し、活力ある地域づくりを推進します。
- 生涯学習講座や福祉活動を通じて地域リーダーを養成します。

(3) コミュニティ関連施設の整備

- 活動の拠点施設である自治公民館等の整備充実を図ります。

(4) 地域コミュニティの拡大

- 地域住民の交流機会を充実し、活発なコミュニケーションづくりによる相互理解と協力関係の構築に努めます。

(5) 「小さな拠点 ※」の形成

- 中山間地域等において、「小さな拠点」の形成を図るための支援を行います。
 - ※「小さな拠点」とは、小学校区や中学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散しているさまざまな生活サービスや地域活動の場などを、「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える地域運営の仕組みをつくろうとする取組。

■ 数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
地域づくり事業支援団体数	団体	-	18
自治会加入率	%	62.7	68.0
「小さな拠点」形成数	地域	2	4

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・ 地域づくり活動支援 【継続】
- ・ 地域連携事業 【継続】
- ・ 「小さな拠点」づくり活動支援 【新規】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働のまちづくり理念のもとに、町民誰もがまちづくり活動に参加することができる仕組みを構築するとともに、町民の自治の力を育て、協働のまちづくりを支援する。 ・ 自治会等の自主的活動を基に、地域の住民が一体となって、安全で快適なくらしができる地域づくりを支援する。 ・ 地域において「小さな拠点」形成を進めるための検討体制やプランづくり等を支援する。
町 民 ・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の人々が、自らの地域の課題解決に向けて討議し、町民と行政の相互理解による、協働のまちづくりを推進する。 ・ 地域の特色を活かした地域づくり計画により、町民が主体となって、自らの責任において活動する。 ・ 地域住民相互の連帯感を育て、地域の福祉・環境・防災防犯など地域のさまざまな課題に取り組みながら、まちづくりを進める。 ・ 「小さな拠点」づくりの主役として、住民同士でよく話し合い、「自分たちにできること」を見い出し、住民自ら主体的に取り組む。

基本方針

8 “協働・行財政”のまち

02 行政サービスの向上

目指すべき方向

=計画目標=

- 那須町人材育成基本方針に基づく施策展開を行います。
- 職場研修及び職場外研修を通じ、職員の能力向上を図ります。
- 人事評価制度により、適切な人事管理を行います。
- 町民参加による協働のまちづくりに向けて、広報紙の発行やまちづくり懇談会等を通して町民の意見を行政に反映させるとともに、インターネットを活用したサービスを加え、より充実した情報の共有化を図ります。

=施策の内容=

行政サービスの向上

(1) 人材の育成・能力開発

(2) 行政サービスの向上

(3) 広報・広聴活動の推進

(4) 情報の公開

計画の背景

- 社会情勢の変化に起因して住民ニーズが多様化しています。また、国県からの権限移譲による事務等により、年々事務量が増加する傾向にあります。
- 従来の受身型の事務から創意型へと地方の行政事務は変化しています。このため、職員一人ひとりの企画立案能力の向上を図ることが必要となっています。

■ 目標実現に向けて

(1) 人材の育成・能力開発

- 人材育成基本方針に基づく職員の育成や、職場内における教育を推進し、意識改革に努めます。
- 各種研修参加機会を拡充するとともに、自己啓発による研修・スキルアップを支援します。
- 職員の企画立案能力の向上と事務効率を意識した業務を行います。
- 人事評価制度により、適切な人事管理を行います。
- 職員の実務研修（国・県への派遣）を推進し、人材の育成を図ります。

(2) 行政サービスの向上

- 民間企業での短期研修や町民の立場に立った思考を育み、ホスピタリティのある行政サービスに努めます。
- 情報通信ツールを活用した行政サービスについて、更なる向上を図るため、本町に適した手法を検討します。

(3) 広報・広聴活動の推進

- 町政に関する情報について、広報紙・ホームページ等を通じ、タイムリーな情報提供に努めます。
- 広報モニター制度の充実や、まちづくり懇談会等の開催により多様な課題を把握するとともに、町の将来についての意見等をまちづくりに反映させます。
- 関係機関との連携を強化し、各種行政相談業務の充実を図ります。
- 町の施策立案に際しまちづくり懇談会等や、パブリックコメント制度により、町民参加のまちづくりを推進します。

(4) 情報の公開

- 那須町情報公開条例に基づき町の保有する情報の公開を行い、行政への理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の実現を図ります。

基本方針

8 “協働・行財政”のまち

03 適切な行財政運営

目指すべき方向

=計画目標=

- 地域住民や民間との連携及び継続的な組織の見直しにより、必要最小限の組織で効率的な行政運営を行うとともに、事務事業評価と施策評価の適切な実行により、成果を重視した行政経営を推進します。
- 町税収入の減少が見込まれていることから、徴収率の向上による税収の確保に努めます。
- ふるさと納税などを活用し、財源の確保を図ります。
- 費用対効果に基づいた事業の取捨選択を行うなど、選択と集中による効果的な財政運営を推進します。

=施策の内容=

適切な行財政運営

(1) 那須町行財政改革の推進

計画の背景

- 人口減少や少子高齢化が避けられない時代において、地方自治体として安定した行政運営を行うため、地域・民間と行政との役割分担又は協働を推進するとともに、ライフサイクルコストや受益者負担の原則に基づく適正な行財政運営に努める必要があります。
- 施策を進めるためには、少子高齢化、生産年齢人口の減少、総人口の減少等の影響や景気要因による町税収入等の減少、地方財政制度の見直し、さらには、加速される地方分権の進展などの要因を考慮すると、より一層の自立した行財政運営体制の構築により財源を確保する必要があります。
- 財源は住民等からの税収であることを認識し、その事業実施に当たってはその事業の費用対効果等を的確に納税者に説明していくことが求められています。
- 経済のグローバル化や不安定な経済情勢に対応するため、政策や事務事業の徹底した見直しを行うことにより、確実な財政運営を確保する必要があります。

目標実現に向けて

(1) 那須町行財政改革の推進

ア 行政運営の改革

- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において新たな視点として取り入れられた、企業や住民、NPOなどの主体的な取り組みを行う民間団体との協力・連携を積極的に推進します。

- 事務事業評価と総合計画の施策評価を連動させることにより、具体的な成果の達成状況を把握し、成果が上がらない事業は早期かつ積極的に見直すなど、施策遂行のための正確な判断システムとしての機能を確立します。
- 社会情勢の変化や新たな行政課題、町民ニーズに迅速に対応できる、組織体制への見直しを進めるとともに、行政組織のスリム化・効率化に努めます。
- 民間の専門性やノウハウを活用することにより、町民へ質の高いサービスを提供するとともに、効果的で効率的な行政運営を推進するため、積極的に業務の民間委託や指定管理者の導入を図ります。
- 自治体業務の質・量は社会の複雑化とともに増加傾向にあり、限られた人員でサービスの質・量のレベルを維持・向上させるためには、より一層の業務遂行能力が求められることから、職員の能力と意欲の向上を図る取り組みを推進します。
- 事務事業の効率化を図るため、AI/RPAの導入を推進し、必要な部署に適正に職員を配置するよう努めます。

イ 財政運営の改革

- 関係法令に基づく適正な課税を推進し、法令を遵守した町税収納対策の強化による収納率の向上に努めます。
- ふるさと納税などの新たな制度による財源の確保については、国の動向を注視しながら積極的な獲得を図ります。
- 町有財産の処分と有効活用を進め、歳入の確保に努めます。
- 受益者が特定される事業・サービスの対価については、受益者の負担とすべき範囲を明確にし、受益と負担の適正化を図ります。
- 町の業務や施設利用に係る使用料や手数料については、負担額の設定根拠を明確にした基準を策定のうえ、見直しを行います。
- 地方公営企業等（水道事業、公共下水道事業）については、経営基盤の強化に積極的に取り組むことが求められており、事務事業の見直しや民間委託を推進するとともに、料金の適正な見直しを図り、独立採算を基本とした健全経営に取り組みます。
- 補助金の適正な支出のため「那須町補助金に関するガイドライン」を活用し、継続的で公平性のある見直しを図ります。
- PFIの手法を用いて公共施設を建設することにより、事業の効率化と建設コストの削減を図り、財政健全化を推進します。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
町税収入率（現年課税分）	%	98.20	98.70
経常収支比率	%	93.50	89.00

基本方針

8 “協働・行財政”のまち

04 町有財産の適正管理

目指すべき方向

＝計画目標＝

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。
- 町内の普通財産について、総合的な見地から活用を推進します。
- 町有林の育成と適正管理に努めます。

＝施策の内容＝

町有財産の適正管理

(1) 町有財産の適正管理

(2) 町有財産の有効活用

計画の背景

- 公共施設等の管理については、各部署において管理を行っていますが、今後は総合的かつ計画的に管理するため、全庁的に情報管理や情報共有化を図る必要があります。
- 町有林は、町直営林369ha、分収林9haの合計378haを有し、町総面積の約1%を占めています。
- 町直営林は、スギ・ヒノキ等人工林が大半を占め、このうち96%が樹齢30年を経過し、基本財産形成期となっているため、計画的に主伐を行い継続的かつ安定的な財産収入として有効活用することが求められております。また、今後大径木生産・雑木の植栽等経営形態を見直す必要があると同時に、森林の持つ多面的、公益的機能を維持保全する必要があります。
- 普通財産の土地・建物のうち、未利用財産については有効活用を図る必要があります。
- 学校跡地については、貴重な財産であるため、有効的な活用を図る必要があります。

目標実現に向けて

(1) 町有財産の適正管理

- 公共施設等総合管理計画の見直しを行い、公共施設の総合的・計画的な管理を推進します。
- 公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の計画的な維持管理・更新を推進します。

(2) 町有財産の有効活用

- 那須町森林整備計画等に基づき適期に除伐、間伐等の管理を推進します。
- 森林の保護や自然環境の保全を推進します。
- 普通財産のうち遊休化している土地・建物について、有効活用を図ります。
- 学校跡地については、総合的な視点のもとに有効活用を図ります。

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・町有地活性化事業 【継続】
- ・公共施設等総合管理計画管理事業 【継続】

基本方針

8 “協働・行財政”のまち

05

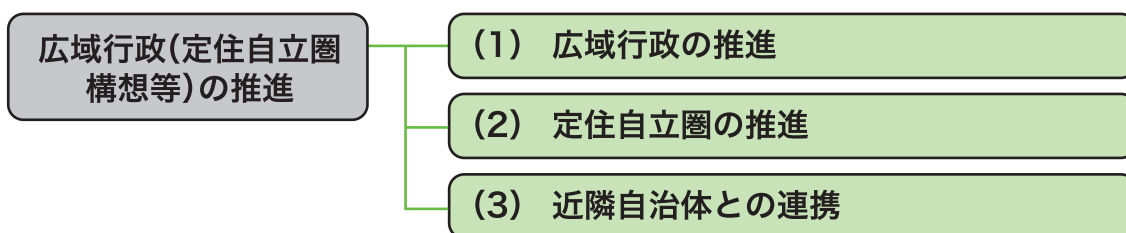
広域行政（定住自立圏構想等）の推進

目指すべき方向

=計画目標=

- ごみ処理等広域的に事務処理を行うことが必要な事務について、市町間の連携調整に努め、町民生活の利便性の向上を図ります。
- 中心市と連携市町が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成します。

=施策の内容=



計画の背景

- 那須地区広域行政事務組合と那須地区消防組合は、那須地域の2市1町（大田原市・那須塩原市・那須町）により構成され、ごみ処理や、し尿処理、保健衛生事業、管内の職員研修のほか、管内の消防行政を行っています。また、那須塩原市との一部事務組合では、火葬場や卸売市場の運営を行っています。
- 地方自治体の厳しい財政状況のもと、各自治体で共通し、あるいは重複するような事務については、広域行政による効率化が必要です。
- 八溝山周辺地域定住自立圏は、中心市の大田原市と連携する1市6町（那須塩原市・那須町・那珂川町・棚倉町・矢祭町・埴町・太子町）により構成され、平成26年1月に定住自立圏形成協定締結しています。
- 那須地域定住自立圏は、中心市の那須塩原市と連携する1市2町（大田原市・那須町・那珂川町）により構成され、平成27年2月に定住自立圏形成協定締結しています。
- 定住自立圏域全体として、人口減少や高齢化が進んでいる状況にあり、従来の枠組みにとらわれない新たな連携・協力により、人口減少対策をはじめとした圏域全体の行政機能の維持・向上を図る取組が必要です。

■ 目標実現に向けて

(1) 広域行政の推進

○住民サービスの向上を図るため、広域行政を推進するとともに、一部事務組合の効率的運営に努めます。

- ア ごみ処理事業
- イ し尿処理事業
- ウ 最終処分場管理事業
- エ 新たな最終処分場建設事業
- オ 救急医療体制の整備
- カ 消防
- キ 火葬場
- ク 卸売市場

(2) 定住自立圏の推進

○「選択と集中」、「集約とネットワーク」の視点に立った新しい広域連携の在り方に着目し、機能的な連携を図ることによって、個性的で創意豊かな地域づくりを目指し、交流から定住に結び付く人口の確保を図りながら、継続的、魅力的で幸福感あふれる圏域づくりを推進します。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

地域医療ネットワークの充実、健康増進事業の推進、子育て支援の充実、介護予防の充実、障がい者（児）社会参加の促進、図書館の相互利用の促進、各種イベント等の共催、小中学校の情報通信技術環境技術整備等の推進、広域観光の推進、特産品の販路拡大、鳥獣害防止、耕作放棄地の解消及び新規就農者支援、電気自動車等の導入促進、防災、消防、相談業務の充実、情報発信システム等の充実、生活排水処理の推進の連携、一般廃棄物処理体制の確保など

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

地域公共交通、交通インフラ整備等に関する要望活動等、圏域内の交流促進、文化・芸術等の連携など

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成、外部からの人材確保、コンピュータシステムの共同利用等、地域人材の活用など

(3) 近隣自治体との連携

○定住自立圏の推進のほか、福島県南自治体との連携を深め、政策の企画推進を図ります。